

附属機関等の運営状況調査（2025年12月1日現在）

No.	組織区分(表示名)	審議会名	分類	設置根拠	(設置根拠がその他の場合)	開通法令	設置年月日	終了年月日	所掌事務	任期(年)	最多の任期回数	委員等定数(A)	委員再任数(B)	学識経験者	関係団体の代表	公営市民	市議会議員	市議会議員	市議会議員	その他	性別			委員選出機関	公営市民を選任しない理由	市議会議員又は市議員を選任しない理由	報酬等の有無	報酬等の金額(1委員1回あたり)	2024年度(1委員1回)の開催回数	非公開(一部非公開)とした会議回数	非公開とした場合、その理由	資料送付	委員の出席率	運営状況	2024年度(1委員1回)の開催回数	傍聴者の定数	傍聴者のうち「有」の場合の人数	傍聴者のうち「有」の場合の理由	会議録の作成方法	会議録の作成者	会議録の公表時期(会議録)	会議録の公表時期(会議録)	会議録の公表時期(会議録)	同一案件の他の審議会等の有無	左記の「有」の場合、その名称	整理統合の可否	整理統合の具体的な内容	整理統合不可の理由(統合不可の場合のみ)		
																					男性(A)	女性(A)	比率(%)																											
1	こども政策課	茅ヶ崎市こども政策審議会	附属機関	法により任意に設置	-	子ども・子育て支援法(第72条)	2013/7/1		(1)こども基本法第10条第2項に規定するこども施策についての計画の策定及び変更並びに出発計画に基づく施策の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議する。 (2)子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理する。	2	6	18	16	1	12	3	0	0	0	0	0	10	6	38	茅ヶ崎市こども政策審議会条例第3条	-	-	あり(報酬)	会長10,000円 委員8,000円	3	0	-	一定の資料を会議開催の1週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	11	定数を設けていない	-	-	全文起こし	正規職員が作成	2日以内に公表	45日以内に公表	-	-	無	-	不可	-	設置目的及び所掌事務が重複又は類似した審議会が存在しないため
2	保育課	保育所設置者等認定委員会	附属機関	市で任意に設置	-	茅ヶ崎市附属機関設置条例	2016/7/1		保育所を設置しようとする者又は小規模保育事業(児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。)を行うおとする者の認定に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申するものとする。	2	3	5	3	2	0	0	0	0	0	0	1	1	2	66	茅ヶ崎市附属機関設置条例	高度に専門的知識又は卓越した能力が必要のため	-	あり(報酬)	10,000円	2	2	茅ヶ崎市情報公開条例第5条第3号 茅ヶ崎市情報公開条例第5条第2号	一定の資料を会議開催の1週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	0	定数を設けていない	-	-	議録	正規職員が作成	2日以内に公表	45日以内に公表	-	-	無	-	不可	-	所掌事項が異なる審議会等がないため
3	青少年課	放課後児童健全育成事業者認定委員会	附属機関	市で任意に設置	-	附属機関設置条例	2018/4/1		放課後児童健全育成事業(児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。)を行うおとする者の認定に関する事項につき教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。	2	3	5	3	2	0	0	0	0	0	0	1	0	3	100	茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業者認定委員会規則第3条	高度に専門的知識又は卓越した能力が必要のため	-	あり(報酬)	10,000円	2	2	法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるため	一定の資料を会議開催の2週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	0	定数を設けていない	-	-	議録	正規職員が作成	2日以内に公表	45日以内に公表	-	-	無	-	不可	-	設置目的及び所掌事務が重複又は類似した審議会が存在しないため
4	学校教育指導課	茅ヶ崎市いじめ防止対策審議会	附属機関	市で任意に設置	-	附属機関設置条例	2014/6/30		(茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会規則第2条)調査会は、いじめの防止等(いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。))第1条に規定するいじめの防止等をいう。)のための対策に関する事項につき教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申するとともに、教育委員会の諮問に応じて法第28条第1項の調査を行い、その結果を答申するものとする。	2	-	10	9	1	8	0	0	0	0	0	0	4	5	56	(茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会規則第3条)調査会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。 (1)茅ヶ崎市立の小学校及び中学校(以下「学校」という。)の児童及び生徒の保護者 (2)学識経験を有する者 (3)関係行政機関の職員 (4)学校の校長	その他	-	あり(報酬)	13,000円	2(定例会)	0	茅ヶ崎市情報公開条例第5条第1号	全て当日配布	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	0	定数を設けていない	-	-	議録	正規職員が作成	2日以内に公表	45日以内に公表	-	-	無	-	不可	-	いじめ防止に係る適切な措置・対策を講じるためには、審議会として独立して位置づけることが必要である。
5	学校教育指導課	茅ヶ崎市教科用図書採択検討委員会	附属機関	市で任意に設置	-	附属機関設置条例	2007/4/1		(茅ヶ崎市教科用図書採択検討委員会規則第2条)委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第13条の第1項の規定に基づく教科用図書の採択に関し、教育委員会の諮問に応じて調査検討し、その結果を答申するものとする。	調査検討の必要な期間	1	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	(茅ヶ崎市教科用図書採択検討委員会規則第3条)委員会の委員は、次に掲げる者のうちから必要の都度教育委員会が委嘱し、又は任命する。 (1)市立の小学校及び中学校の児童及び生徒の保護者 (2)市立の小学校及び中学校の校長及び教員 委員は、その諮問に係る事項の調査検討が終了したとき、解職され、又は解任されるものとする。	その他	-	あり(報酬)	9,000円	-	-	-	全て当日配布	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	0	定数を設けていない	-	-	議録	正規職員が作成	2日以内に公表	45日以内に公表	-	-	無	-	不可	-	教科書採択の公平性と公正性を確保するためには、審議会として独立して位置づけることが必要である。
6	学校教育指導課	茅ヶ崎市教育支援委員会	附属機関	市で任意に設置	-	附属機関設置条例	2007/7/1		(茅ヶ崎市教育支援委員会規則第2条)委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第13条の第1項の規定に基づく教科用図書の採択に関し、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申するものとする。	2	-	14	14	0	2	0	0	0	0	1	11	8	6	43	(茅ヶ崎市教育支援委員会規則第3条)委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。 (1)医師 (2)学識経験を有する者 (3)関係行政機関の職員 (4)市立の小学校及び中学校の校長及び教員 (5)市の職員で児童福祉に関する事務を担当するもの	情報公開条例に規定されているため	法令等で定められているため	あり(報酬)	9,000円	8	8	茅ヶ崎市情報公開条例第5条第1号	一定の資料を事前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	-	定数を設けていない	-	-	議録	正規職員が作成	2日以内に公表	45日以内に公表	-	-	無	-	不可	-	障害のある学齢児童・生徒の適切な教育措置を講じるためには、審議会として独立して位置づけることが必要である。
7	社会教育課	ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業検討委員会	附属機関	市で任意に設置	-	附属機関設置条例	2004/4/1		ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業につき教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。	2	4	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	あり(報酬)	5,000円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	統合対象とならざる組織がないため。			
8	社会教育課	茅ヶ崎市社会教育委員会の会議	附属機関	法により任意に設置	-	社会教育法(第15条)	1950/4/1		社会教育法に基づく社会教育に関する事項につき教育委員会の諮問に応じて調査研究し、その結果を答申し、又は意見を建議する。	2	4	10	10	2	6	0	0	0	0	0	2	5	5	50	社会教育委員会規則第2条	委員資格に法令等で特別の条件が付されているため	あり(報酬)	10,000円	3	0	-	一定の資料を会議開催の1週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	0	定数を設けていない	-	-	議録	正規職員が作成	2日以内に公表	45日以内に公表	-	-	無	-	不可	-	社会教育法第17条に社会教育委員の職務が規定されており、他の審議会で重なる職務がないため。	
9	社会教育課	茅ヶ崎市文化財保護審議会	附属機関	法により任意に設置	-	文化財保護法(第190条)	1960/4/1		文化財の保存及び活用に関する重要事項につき教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議する。	2	11	7	15	14	1	0	0	0	0	0	12	3	20	文化財保護審議会規則第3条	高度に専門的知識又は卓越した能力が必要のため	あり(報酬)	10,000円	3	2	茅ヶ崎市情報公開条例第5条第1号	一定の資料を会議開催の1週間前に送付	一部委員が半分程度の会議に出席	附属機関として意見集約している	2	定数を設けていない	-	-	議録	正規職員が作成	2日以内に公表	45日以内に公表	-	-	無	-	不可	-	統合対象とならざる組織がないため		
10	香川公民館	茅ヶ崎市立香川公民館運営審議会	附属機関	法により任意に設置	-	社会教育法第29条・茅ヶ崎市立公民館条例(第16条)	1989/4/1		館長の諮問に応じ公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議する。	2	2	7	7	0	7	0	0	0	0	0	5	2	29	社会教育法第30条・茅ヶ崎市立公民館条例第17条	委員資格に法令等で特別の条件が付されているため	あり(報酬)	10,000円	2	0	-	一定の資料を会議開催の1週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	0	定数を設けていない	-	-	議録	正規職員が作成	2日以内に公表	45日以内に公表	-	-	無	-	不可	-	地域の学習拠点である公民館の運営に係る審議を行うため。(個別公民館に設置が必要である)		
11	小和田公民館	茅ヶ崎市立小和田公民館運営審議会	附属機関	法により任意に設置	-	社会教育法第29条・茅ヶ崎市立公民館条例(第16条)	1980/4/1		館長の諮問に応じ公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議する。	2	3	7	7	0	7	0	0	0	0	2	5	71	社会教育法第30条・茅ヶ崎市立公民館条例第17条	委員資格に法令等で特別の条件が付されているため	あり(報酬)	10,000円	3	0	-	一定の資料を会議開催の1週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	0	定数を設けていない	-	-	全文起こし	正規職員が作成	2日以内に公表	45日以内に公表	-	-	無	-	不可	-	地域の学習拠点である小和田公民館の運営に係る審議会のため			

No.	組織選択(表示名)	審議会名	分類	設置根拠	(設置根拠がその他の場合)	関連法令	設置年月日	終了年月日	所掌事務	任期(年)	委員の任期回数	委員等定数(人)	委員数(人)	学識経験者	関係団体の代表	公営市民	専断委員	市議委員	市議員	その他	男性(人)	女性(人)	女性率(%)	委員選出機関	委員市長を選任しない理由	市議会議長又は市議員の選任理由	報酬等の金額(1委員1回あたり)	2024年度開催回数	非公開(一部非公開)とした回数	非公開とした場合、その理由	資料送付	委員の出席率	審議状況	2024年度開催回数(過半数)	傍聴者の定数	傍聴者の定数「有」の場合の人数	傍聴者の定数「有」の場合の理由	会議録の作成方法	会議録の作成者	会議録の公表時期(会議録)	会議録の公表時期(会議録)	会議録の公表時期(会議録の公表が45日を超える場合の理由)	同一案件の他の審議会等の有無	左記が「有」の場合、その名称	審議状況の可否	委員選出の具体的な内容	審議会不許可の理由(不許可の場合のみ)	
																																																委員資格に關し法令等の特例の条件が付けられているため
12	松林公民館	茅ヶ崎市立松林公民館運営審議会	附属機関	法により任意に設置	-	社会教育法第29条・茅ヶ崎市立公民館条例(第16条)	1983/4/1		館長の諮問に応じ公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議する。	2	2	7	7	0	7	0	0	0	0	0	0	4	3	43	社会教育法第30条・茅ヶ崎市立公民館条例第17条	委員資格に關し法令等の特例の条件が付けられているため	-	あり(報酬)	10,000円	3	0	-	一定の資料を会議開催の1週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	0	定数を設けていない	-	議録	正規職員が作成	2日以内に公表	45日以内に公表	-	無	-	不可	-	地域の学習拠点である公民館の運営に係る審議会のため
13	轉輪公民館	茅ヶ崎市立轉輪公民館運営審議会	附属機関	法により任意に設置	-	社会教育法第29条・茅ヶ崎市立公民館条例(第16条)	1980/4/1		館長の諮問に応じ公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議する。	2	1	7	7	0	7	0	0	0	0	0	0	4	3	43	社会教育法第30条・茅ヶ崎市立公民館条例第17条	委員資格に關し法令等の特例の条件が付けられているため	-	あり(報酬)	10,000円	3	0	-	一定の資料を会議開催の1週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	0	定数を設けていない	-	議録	正規職員が作成	2日以内に公表	45日以内に公表	-	無	-	不可	-	地域の学習拠点である公民館の運営に係る審議会のため
14	南湖公民館	茅ヶ崎市立南湖公民館運営審議会	附属機関	法により任意に設置	-	社会教育法第29条・茅ヶ崎市立公民館条例(第16条)	1985/4/1		館長の諮問に応じ公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議する。	2	2	7	7	0	7	0	0	0	0	0	2	5	71	社会教育法第30条・茅ヶ崎市立公民館条例第17条	委員資格に關し法令等の特例の条件が付けられているため	-	あり(報酬)	10,000円	2	0	-	一定の資料を会議開催の1週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	0	定数を設けていない	-	議録	正規職員が作成	2日以内に公表	45日以内に公表	-	無	-	不可	-	地域の学習拠点である公民館の運営に係る審議会のため	
15	青少年課	茅ヶ崎市青少年問題協議会	附属機関	法により任意に設置	-	地方青少年問題協議会法(第1条)	1959/4/1		青少年の指導、育成等に関する総合的な施策の樹立に必要な重要事項を調査審議すること。青少年の指導、育成等に関する総合的な施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。上記の事項に關し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。	2	9	25	21	0	8	0	0	2	3	8	16	5	24	青少年問題協議会規則第3条	高度に専門的知識又は卓越した能力が必要であるため	-	あり(報酬)	10,000円	2	0	-	一定の資料を会議開催の1週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	0	定数を設けていない	-	議録	正規職員が作成	2日以内に公表	45日以内に公表	-	無	-	不可	-	青少年対策について検討するに当たり、意見聴取できる場として活用されており、他に代替する場がないため	
16	図書館	茅ヶ崎市立図書館協議会	附属機関	法により任意に設置	-	図書館法(第14条)	1955/8/26		図書館法第14条第2項の規定に基づき、茅ヶ崎市立図書館の運営に關し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べ。	2	5	5	5	1	3	1	0	0	0	0	2	3	60	茅ヶ崎市図書館条例第16条	-	-	あり(報酬)	10,000円	2	0	-	一定の資料を会議開催の2週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	0	定数を設けていない	-	議録	正規職員が作成	2日以内に公表	45日以内に公表	-	無	-	不可	-	当該審議会と設置目的が類似し、又は所掌事項が重複する審議会が他にないため	
17	教育総務課	茅ヶ崎市教育基本計画審議会	附属機関	市で任意に設置	-	附属機関設置条例	2008/4/1		審議会は、茅ヶ崎市の教育に関する基本計画の策定及び変更並びに当該計画に基づく施策の推進に関する事項につき教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申するものとする。	2	7	15	9	3	4	2	0	0	0	0	0	5	4	44	茅ヶ崎市教育基本計画審議会規則	-	-	あり(報酬)	10,000円	4	0	-	一定の資料を会議開催の1週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	0	定数を設けていない	-	全文起こし	正規職員が作成	2日以内に公表	45日以内に公表	-	無	-	不可	-	所掌事務が他の審議会と類似しているものがないため
18	文化推進課	茅ヶ崎市史編さん・特定歴史公文書等管理委員会	附属機関	市で任意に設置	-	附属機関設置条例	1975/4/1		茅ヶ崎市史の編さん、歴史公文書等の選別、特定歴史公文書等の廃棄その管理に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。	2	11	9	9	9	0	0	0	0	0	0	0	7	2	22	茅ヶ崎市史編さん・特定歴史公文書等管理委員会規則第3条及び第4条	高度に専門的知識又は卓越した能力が必要であるため	-	あり(報酬)	10,000円	6	6	茅ヶ崎市情報公開条例第5条第1号	一定の資料を会議開催の2週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	0	定数を設けていない	-	全文起こし	正規職員が作成	2日以内に公表	45日以内に公表	-	無	-	不可	-	設置目的、委員構成が異なるため。
19	文化推進課	茅ヶ崎市美術品審査委員会	附属機関	市で任意に設置	-	附属機関設置条例	2004/4/1		茅ヶ崎市が収集し、又は寄贈若しくは寄託を受ける美術品につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。	2	7	6	4	4	0	0	0	0	0	0	1	3	75	茅ヶ崎市美術品審査委員会規則第3条	高度に専門的知識又は卓越した能力が必要であるため	-	あり(報酬)	10,000円	1	1	茅ヶ崎市情報公開条例第5条第3号	一定の資料を会議開催の2週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	-	定数を設けていない	-	議録	正規職員が作成	2日以内に公表	45日以内に公表	-	無	-	不可	-	設置目的及び委員構成が異なるため。	
20	文化推進課	茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会	附属機関	市で任意に設置	-	附属機関設置条例	2010/12/1		茅ヶ崎市文化生涯学習プランの策定及び変更並びに当該プランに基づく事業の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議すること。	2	7	14	14	4	7	3	0	0	0	0	8	6	43	茅ヶ崎市附属機関設置条例第3条	-	-	あり(報酬)	10,000円	2	0	-	一定の資料を会議開催の1週間前に送付	一部委員が半程度程度の会議に出席	附属機関として意見集約している	0	定数を設けていない	-	議録	正規職員が作成	2日以内に公表	45日以内に公表	-	無	-	不可	-	茅ヶ崎ゆかりの人物顕彰委員会及び茅ヶ崎市美術館運営委員会の役割を統合済み。	
21	スポーツ推進課	茅ヶ崎市スポーツ推進審議会	附属機関	法により任意に設置	-	スポーツ基本法(第31条)	1962/4/1		スポーツ基本法(平成23年法律第78号、以下「法」という。)第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画の策定及び変更並びに当該計画に基づく事業の推進に関する事項、法第35条に規定する補助金の交付、その他スポーツの推進に関する重要事項	2	9	10	10	2	4	2	0	0	0	2	8	2	20	茅ヶ崎市スポーツ推進審議会規則第3条	-	-	あり(報酬)	10,000円	2	0	-	一定の資料を会議開催の2週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	1	定数を設けていない	-	全文起こし	正規職員が作成	2日以内に公表	45日以内に公表	-	無	-	不可	-	審議会の内容がスポーツ基本法及びスポーツの推進に特化しているため、統合は難しいと考えます。	
22	多様性社会推進課	茅ヶ崎市ジェンダー平等推進計画協議会	附属機関	市で任意に設置	-	附属機関設置条例	2004/4/1		茅ヶ崎市ジェンダー平等推進計画につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議すること。	2	3	13	11	1	6	2	0	0	0	2	3	8	73	茅ヶ崎市ジェンダー平等推進計画協議会規則第3条	-	-	あり(報酬)	10,000円	2	0	-	一定の資料を会議開催の1週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	0	定数を設けていない	-	議録	正規職員が作成	2日以内に公表	45日以内に公表	-	無	-	不可	-	所掌事務が他の審議会と類似しているものがないため	
23	地域福祉課	茅ヶ崎市地域福祉推進委員会	附属機関	法により任意に設置	-	社会福祉法(第107条)及び成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第14条第2項	2005/4/1		社会福祉法(昭和26年法律第45号)の規定に基づき、茅ヶ崎市地域福祉計画の策定及び変更並びに当該計画に基づく施策の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。	3	10	16	15	3	11	1	0	0	0	0	12	3	20	茅ヶ崎市地域福祉推進委員会規則第3条	-	-	あり(報酬)	委員長10,000円 委員8,000円	4	0	-	一定の資料を会議開催の1週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	0	定数を設けていない	-	議録	正規職員が作成	2日以内に公表	45日以内に公表	-	無	-	不可	-	茅ヶ崎市地域福祉計画の策定及び変更並びに当該計画に基づく施策の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。また、会議の性質が特殊であるため。	
24	地域福祉課	茅ヶ崎市民生委員推薦会	附属機関	法により設置	-	民生委員法(第5条2項)	1953/9/27		民生委員の推薦を行う	3	5	14	13	1	10	0	0	2	0	0	10	3	23	民生委員法第8条 茅ヶ崎市民生委員推薦会規則第3条	委員資格に關し法令等の特例の条件が付けられているため	法令等で定められているため	あり(報酬)	10,000円	3	3	茅ヶ崎市情報公開条例第5条第1号に該当するため	一定の資料を会議開催の1週間前に送付	一部委員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	0	定数を設けていない	-	議録	正規職員が作成	2日以内に公表	45日以内に公表	-	無	-	不可	-	同一案件の他の審議会等がないため	

No.	組織選出(表示名)	審議会名	分類	設置根拠	(設置根拠がその他の場合)	関連法令	設置年月日	終了年月日	所掌事務	任期(年)	最多の任期回数	委員定数(人)	委員人数(人)	学識経験者	関係団体の代表	公営市民	専断委員	市議委員	市職委員	その他	男性(人)	女性(人)	女性率(%)	委員選出機関	公営市民を定めない理由	市議委員又は市職員の選任理由	報酬等の有無	報酬等の金額(1委員1回あたり)	2024年度開催回数	2024年度開催回数(一部非公開とした場合)	非公開とした理由	非公開とした場合、その理由	資料送付	委員の出席率	運営状況	2024年度開催回数(過半数)	定数を設けていない	定数を設けていない理由	定数を設けていない理由	会議録の作成方法	会議録の作成者	会議録の公表時期(会議概要)	会議録の公表時期(会議録)	会議録の公表が45日を超える場合の理由	同一案件の他の審議会との有無	左記が「有」の場合、その名称	審議会長の可否	審議会長の具体的な内容	審議会長の可否の理由(統合不可の場合のみ)
54	都市政策課	茅ヶ崎市住まいいづくり推進委員会	附属機関	市で任意に設置	-	市附属機関設置条例	2016/7/1		茅ヶ崎市住まいいづくりアクションプランの策定及び変更並びに当該計画に基づく施策の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議すること。	2	6	20	15	6	5	2	0	0	0	0	2	11	4	27	茅ヶ崎市住まいいづくりアクションプランにおいて関係する団体及び学識経験者。	-	-	あり(報酬)	10,000円	2	0	-	一定の資料を会議開催の1週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	0	定数を設けていない	-	全文起こし	正規職員が作成	2日以内に公表	45日以内に公表	-	無	-	不可	-	各団体の住まいいづくりアクションプランの進捗管理にあたっての専門家で構成されているため	
55	都市政策課	茅ヶ崎市地域公共交通会議	附属機関	法により任意に設置	-	道路運送法施行規則(第9条の3)地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(第5条第1項)	2016/7/1		地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第5条第1項に規定する地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議並びに道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第9条の2に規定する旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うこと。	2	5	20	17	1	10	1	0	0	4	1	17	0	0	0	道路運送法施行規則第9条の3地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項	-	法令等で定められているため	あり(報酬)	10,000円	2	0	-	一定の資料を事前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	0	定数を設けていない	-	摘録	正規職員が作成	2日以内に公表	45日以内に公表	-	無	-	不可	-	設置目的と所掌事務が異なる審議会がないため	
56	景観みどり課	茅ヶ崎市みどり審議会	附属機関	市で任意に設置	-	市附属機関設置条例	2010/7/1		都市緑地法(昭和48年法律第72号)第4条第1項の規定に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画及び生物多様性基本法(平成20年法律第58号)第13条第1項の規定に基づく生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画の策定及び変更並びに当該計画に基づく施策の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するものとする。	2	6	10	7	5	1	1	0	0	0	0	4	3	43	茅ヶ崎市みどり審議会規則	-	-	あり(報酬)	10,000円	2	0	-	一定の資料を会議開催の1週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	0	定数を設けていない	-	全文起こし	正規職員が作成	2日以内に公表	45日以内に公表	-	無	-	不可	-	他に自然環境に特化した審議会が存在しないため		
57	景観みどり課	茅ヶ崎市景観まちづくり審議会	附属機関	市で任意に設置	-	市附属機関設置条例	1999/10/1		茅ヶ崎市景観条例により付与された権限に属する事務を行うとともに、景観まちづくりを推進するため必要と認める事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するものとする。	2	8	10	7	5	1	1	0	0	0	0	4	3	43	茅ヶ崎市景観まちづくり審議会規則	-	-	あり(報酬)	10,000円	3	0	-	一定の資料を会議開催の1週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	0	定数を設けていない	-	摘録	正規職員が作成	2日以内に公表	45日以内に公表	-	無	-	不可	-	審議会内容が他審議会と異なるため(審議会事項が景観分野に限定)		
58	開発審査課	茅ヶ崎市ホテル等建築審議会	附属機関	市で任意に設置	-	市附属機関設置条例	1992/7/1		茅ヶ崎市ラフホテル規制条例第4条第2項に規定する判定又は第6条に規定する通告若しくは要請につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申する。	2	13	5	4	4	0	0	0	0	0	2	2	50	ホテル等建築審議会規則第3条	高度に専門的知識又は卓越した能力が必要なため	あり(報酬)	10,000円	1	0	-	一定の資料を会議開催の1週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	0	定数を設けていない	-	摘録	正規職員が作成	2日以内に公表	45日以内に公表	-	無	-	不可	-	他審議会における審議の趣旨がそぐわないため。				
59	建築課	茅ヶ崎市宮住宅宅運営審議会	附属機関	市で任意に設置	-	市附属機関設置条例	1998/4/1		茅ヶ崎市宮住宅の入居者の選考及び運営に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議する。	2	11	8	6	4	2	0	0	0	0	6	0	0	0	0	宮住宅宅運営審議会規則第3条	高度に専門的知識又は卓越した能力が必要なため	あり(報酬)	10,000円	1	0	-	一定の資料を会議開催の2週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	0	定数を設けていない	-	摘録	正規職員が作成	2日以内に公表	45日以内に公表	-	無	-	不可	-	住宅整備と入居者管理の両内容の審議ができる審議会が必要であり、他の住宅政策とも性質が異なることから、他の審議会との統合は不可能である。		
60	下水道河川総務課	茅ヶ崎市下水道運営審議会	附属機関	市で任意に設置	-	市附属機関設置条例	1963/9/2		下水道の運営に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議する。	2	5	11	8	5	0	2	0	0	0	1	7	1	13	下水道運営審議会規則第3条	-	-	あり(報酬)	10,000円	2	0	-	一定の資料を会議開催の1週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	0	定数を設けていない	-	全文起こし	正規職員が作成	2日以内に公表	45日以内に公表	-	無	-	不可	-	設置目的及び審議会事項が他の審議会と重複又は類似していないため		
61	拠点整備課	茅ヶ崎海岸ランドプラン市有地活用検討委員会	附属機関	市で任意に設置	-	市附属機関設置条例	2025/7/1		茅ヶ崎海岸ランドプランの区域内における市有地の活用に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申する。	1	1	6	6	5	1	0	0	0	0	3	3	50	茅ヶ崎海岸ランドプラン市有地活用検討委員会規則第3条	高度に専門的知識又は卓越した能力が必要なため	あり(報酬)	10,000円	3(令和7年12月1日現在)	3	茅ヶ崎市情報公開条例第5条第3号	一定の資料を会議開催の1週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	2	定数を設けていない	-	全文起こし	正規職員が作成	2日以内に公表	その他	-	無	-	不可	-	特定の土地に対しての検討委員会のため				
62	産業観光課	茅ヶ崎市技能者表彰審査委員会	附属機関	市で任意に設置	-	市附属機関設置条例	2004/4/1		技能者の表彰に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申するもの。	1	6	7	6	2	4	0	0	0	0	6	0	0	0	0	茅ヶ崎市技能者表彰審査委員会規則第3条	情報公開条例に規定する非公開情報を取り扱うため	あり(報酬)	5,000円	1	一部非公開1回	茅ヶ崎市情報公開条例第5条第1号	一定の資料を会議開催の1週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	0	定数を設けていない	-	摘録	正規職員が作成	2日以内に公表	45日以内に公表	-	無	-	不可	-	設置目的及び審議会事項が他の審議会と重複又は類似していないため。また、統合による効率性等の向上を図ることが難しいため。		
63	農業委員会事務局	茅ヶ崎市農地利用最適化推進委員会選考委員会	附属機関	市で任意に設置	-	市附属機関設置条例	2017/3/28		茅ヶ崎市農地利用最適化推進委員の候補者の選考に関する事項につき農業委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申する。	3	1	5人以内	5	5	0	0	0	0	4	1	20	茅ヶ崎市農地利用最適化推進委員会選考委員会規則第3条	情報公開条例に規定する非公開情報を取り扱うため	あり(報酬)	10,000円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	茅ヶ崎市農業委員会選考委員会と類似するが、別の執行機関として諮問するため			
64	秘書課	茅ヶ崎市表彰審査委員会	附属機関	市で任意に設置	-	市附属機関設置条例	1999/4/1		茅ヶ崎市表彰審査委員会に基づく表彰に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申する。	1	10	5	5	3	0	0	0	2	0	3	2	40	表彰審査委員会規則第3条	情報公開条例に規定する非公開情報を取り扱うため	その他	あり(報酬)	10,000円	1	1	茅ヶ崎市情報公開条例第5条第1号	全て当日配布	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	-	-	-	-	-	摘録	正規職員が作成	2日以内に公表	45日以内に公表	-	無	-	不可	-	「茅ヶ崎市長表彰審査委員会」があるが、そちらに関しては必要時のみ設置するものであるため、統合は難しい。	
65	秘書課	茅ヶ崎市民栄誉賞審査委員会	附属機関	市で任意に設置	-	市附属機関設置条例	2004/4/1		茅ヶ崎市民栄誉賞を行うもの選考につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。	-	5	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	茅ヶ崎市民栄誉賞審査委員会規則第3条	情報公開条例に規定する非公開情報を取り扱うため	あり(報酬)	10,000円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	実際上は本委員会委員のうち5名は表彰審査委員会委員を委嘱しているが、本委員会は、必要時のみ設置するものであるため、統合は難しい。		
66	総合政策課	茅ヶ崎市総合計画審議会	附属機関	市で任意に設置	-	市附属機関設置条例	1999/1/1		茅ヶ崎市総合計画の策定及び実施に関する基本的な事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。	2	6	25	15	6	5	2	0	0	2	11	4	27	茅ヶ崎市総合計画審議会規則第3条	-	-	あり(報酬)	10,000円	3	0	-	一定の資料を会議開催の1週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	4	定数を設けていない	-	全文起こし	正規職員が作成	2日以内に公表	45日以内に公表	-	無	-	不可	-	設置目的及び所掌事務が重複又は類似した審議会が存在しないため			
67	行政改革推進課	茅ヶ崎市行政改革推進委員会	附属機関	市で任意に設置	-	茅ヶ崎市附属機関設置条例	2002/4/1		行政改革の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するものとする。	2	7	10	10	4	4	2	0	0	0	9	1	10	茅ヶ崎市行政改革推進委員会規則	-	-	あり(報酬)	10,000円	1	0	-	一定の資料を会議開催の1週間前に送付	一部委員が半分程度の会議に出席	附属機関として意見集約している	1	定数を設けていない	-	全文起こし	正規職員が作成	2日以内に公表	45日以内に公表	-	無	-	不可	-	-			
68	行政改革推進課	茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会	附属機関	市で任意に設置	-	茅ヶ崎市附属機関設置条例	2016/7/1		対象公共サービス及び対象公共サービスの受託者の選定その他公共サービスの民間事業者への委託に関する事項につき市長又は教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するものとする。	2	3	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会規則	高度に専門的知識又は卓越した能力が必要なため	あり(報酬)	10,000円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	茅ヶ崎市行政改革推進委員会と統合を検討する。			
69	行政改革推進課	茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会	附属機関	市で任意に設置	-	茅ヶ崎市附属機関設置条例	2016/7/1		指定管理者の候補者の選定、指定管理者の行った管理に係る評価、指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止その他市長又は教育委員会が必要と認める事項につき市長又は教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議する。	2	5	5	7	7	0	0	0	0	0	5	2	29	茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会規則	高度に専門的知識又は卓越した能力が必要なため	あり(報酬)	10,000円	5	4	法人その他の団体に関する情報公開することにより競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるため。行政の内部的な審議、検討又は協議に関する情報のため。	一定の資料を会議開催の1週間前に送付	一部委員が半分程度の会議に出席	附属機関として意見集約している	0	定数を設けていない	-	全文起こし	正規職員が作成	2日以内に公表	45日以内に公表	-	無	-	不可	-	所掌事項が他審議会等に馴染まないため				

No.	組織選出(表示名)	審議会名	分類	設置根拠	(設置根拠がその他の場合)	関連法令	設置年月日	終了年月日	所掌事務	任期(年)	最多の任期回数	委員等定数(人)	委員異数(人)	学識経験者	関係団体の代表	公募市民	常議会議員	市議会議員	市議員	その他	性別			委員選出機関	公選市民を選任しない理由	市議会議員又は市議員の選任理由	報酬等の有無	報酬等の金額(1委員1回あたり)	2024年度開催回数	非公開(一部非公開)とした会議回数	非公開とした場合、その理由	資料送付	委員の出席率	運営状況	2024年度開催回数(過半)	傍聴者の定数	傍聴者の定数	傍聴者の定数	傍聴者の定数	会議録の作成方法	会議録の作成者	会議録の公表時期(会議概要)	会議録の公表時期(会議録)	会議録の公表時期(会議録の公表が45日を超える場合の理由)	同一案件の他の審議会等の有無	左記が「有」の場合、その名称	審議会長の可否	審議会長の具体的な内容	審議会長の可否(観念不可の場合のみ)	
																					男性(人)	女性(人)	女性率(%)																											
83	地域福祉課	茅ヶ崎市成年後見制度利用促進会議	特許権	その他	国の成年後見制度利用促進基本計画により、任意で設置		2023/4/17		ア) 認知症、知的障害その他精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者の権利の擁護及び、特に成年後見制度の普及啓発に関すること。 イ) 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制整備に関すること。 ウ) 困難事例の問題点の整理及び支援の方向性に関すること。 エ) 後見人等候補者の調整に関すること。 オ) 市民後見人の養成や活動に関すること。 カ) 法の第2条第1項に規定する成年後見人等の支援に関すること。 キ) 前各号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関すること。	1	3	-	10	6	4	0	0	0	0	0	0	8	2	20	茅ヶ崎市成年後見制度利用促進会議設置要綱	情報公開条例に規定する非公開情報を取り扱うため	情報公開条例又は市議員の選任理由	あり(報酬)	8,000円	3	-	-	一定の資料を会議開催の1週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	意見聴取の場、情報交換の場となっている	1	-	-	-	議録	正副議長が作成	2日以内	3か月以内	出席委員への内容確認に時間を要するため	無	-	不可	-	専門性が高く、同一案件の他の審議会等がないため	